

秋らしくなってきました。<8日寒露, 14日 鉄道の日, 23日 霜降> 10月は「年次有給休暇取得促進期間」

1. October 改正情報

① 協会けんぽの「令和3年度被扶養者資格再確認」について10月下旬から11月中旬にかけて、順次「被扶養者状況リスト」を事業主様へ送付されます。令和3年4月1日において、18歳以上である被扶養者の方が対象。提出期限は12月20日。

② 2021年度の最低賃金 **愛知県** 927円⇒955円、**岐阜県** 852円⇒880円、**三重県** 874円⇒902円 10月1日から

③ 健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が10月1日から可能となりました。訂正・再交付・高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付も同様となります。一方、被保険者証等の返納については、事業主経由を省略できません。被保険者が資格を喪失したときは、これまでと同様に、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければなりません。



栗きんとんの季節!

※ (労働者分保険料率) **健康保険 49.55 (愛知)** / 1000、**介護保険 9** / 1000
厚生年金保険 91.5 / 1000 **雇用保険 3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

2. 名言名句

「常に今日は明日の準備ですからね。今日やったことは必ず明日に返ってくるんです。」

水谷豊 (俳優)

3. 法改正等ワンポイント

9月21日よりハローワークの新しい求人サービス機能

1. オンラインで求人や採用の手続きが進められるハローワークインターネットサービスに、新機能

① オンラインハローワーク紹介

ハローワークが求職者と求人者の適合性を判断した、マッチングしそうな求人の紹介を受けられるようになります。ハローワークが送った求人に応募すると、求人者マイページに応募通知が届きます。そして、応募者の応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができます。選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務が不要になり、応募書類の管理や採否入力の効率化を図ることができるようになります。

② オンライン自主応募

ハローワークインターネットサービスに掲載されている求人に対して、求職者が求人者マイページを通じて直接応募できるようになります (この応募者は、上記のようにハローワークによる求職者と求人者の適性の確認を経ていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります)。また、オンライン自主応募での採用は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求職者雇用開発助成金等は対象とはならないとされています。

応募があると、求人者マイページに通知が届きますが、ハローワークからの連絡はありませんので、求人者マイページを定期的に確認する必要があります。オンライン上で応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができ、選考結果の通知や管理もできる点は、オンラインハローワーク紹介と同様です。

2. 「小学校休業等対応助成金・支援金」を再開

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業により仕事を休まざるを得ない保護者を支援す

るため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開する予定であることを公表しました。令和2年度に実施された同制度の概要は下記のとおりで、今回も「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も行う予定としています。〈9月7日〉

1. 支給対象者

・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇 以外の有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

※令和3年8月1日～12月31日までに取得した休暇が対象となる予定です

・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者で、委託を受けて個人で仕事をする者

2. 対象となる子ども

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども

(2) ①～③のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

① 新型コロナウイルスに感染した子ども

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

③ 医療的ケアが日常的に必要な子どもまたは新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども



10月14日は「鉄道の日」 特急「ひだ」前方車窓

3. ワクチン接種を拒否の労働者に関するQ&A等を追加

厚生労働省は、新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）9月24日時点版で、ワクチン接種に関する考え方を追加しました。接種を拒否した労働者の解雇や雇止めは「許されない」とし、配置転換については、就業規則等に基づいた配転命令は可能としつつ、業務上の必要性和配転による労働者の不利益の程度によっては権利濫用とされる場合があるなどとしています。また、ワクチン接種を採用条件にすることについては、その理由を示して募集することが望ましいなどとしている。

4. 統計・情報

① 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期限の延長等を公表した。中小企業のソフト労働者等は、2020年4月から9月と、同10月から21年6月の休業について、21年12月末へ申請期限を延長する。21年7月から9月までの休業については、当初通り12月末が期限。また、21年10月から11月の休業（申請期限22年2月）を対象に追加した。大企業についても、対象の休業期間が中小企業と一部異なるほかは、同様に申請期限を延長し、対象期間を追加する。（9月15日）

② 男性の育児休業取得率 2020年度に12.65%となり、2019年度の7.48%から5.17ポイントの大幅上昇となった。大幅上昇をしたものの、このうち、育児休業期間が5日未満の割合が28.33%であり、比較的長期間の育児休業を取得する女性と比較し、短期間の取得となっているケースが多い。

③ 労働者が脳・心臓疾患を発症した場合の労災認定基準が20年ぶりに改正され、9月15日から運用が始まった。従来の基準では、発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は発症との関連性が強いと判断されていたが、新しい基準では、上記の水準には至らないがこれに近い時間外労働があり、かつ、一定の負荷（勤務間インターバルが短い勤務や身体的負荷を伴う業務）があれば発症との関連が強いと判断される。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

新規感染者数が減少の傾向で緊急事態宣言が解除されましたが、油断をすると年末年始に第6波がくるとも考えられています。昨年の同時期には「Go to トラベル」花盛り、年末年始からぐっと新規感染者数が増加したと事が思い起こされます。とにかく誰もが感染対策を怠らないようにすべきと思います。マスクは不織布でないと効果がないということならば、国はもっと大きく報道すべきでしょう。スマホ画面表示できるワクチンの接種証明書については12月から運用できるとの事。飲食店への入店やイベント参加の場合には、この条件を取り入れるケースが増えて、感染対策と経済対策の両立を図ることができると思われますが、「ブレークスルー感染」について国はどう考えているのだろうか。また、ワクチンを「打っていない人や打たない人は陰性証明」ということになるのだと思いますが、置き去りの施策とならないように万全の体制にしてすすめる事を願います。

演劇や、音楽コンサートを以前のように享受できる日は近いのでしょうか。そして来年の正月は、親戚一同会することはできるのか、できないのか、まだ見当がつかない。10月も油断できないと思うのです。（S）